

1. 件名：「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（9）」

2. 日時：平成30年1月29日 13時00分～17時00分

平成30年1月30日 9時00分～17時00分

平成30年1月31日 9時00分～15時30分

3. 場所：東海第二発電所

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、塚部管理官補佐、中野高経年化対策専門職、糸川安全審査官

検査グループ専門検査部門

村上主任原子力専門検査官、森田主任原子力専門検査官

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田統括技術研究調査官、小嶋主任技術研究調査官、皆川技術研究調査官

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 松浦常務執行役員、江口発電所長 他49名

5. 要旨

(1) 特別点検の実施状況に係る現地確認の確認範囲について

○原子力規制庁から、今回の現地確認では、先般の特別点検（原子炉圧力容器）に係る燃料有効長頂部の誤りを踏まえ、原子炉圧力容器炉心領域に対するUT試験を除いた範囲を対象とする旨伝えた。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

(2) 特別点検の実施状況に係る記録等の確認について

○特別点検の実施状況について、関係する社内規定、実施要領書、点検記録等の確認を実施した。

○原子力規制庁から、引き続き、点検方法の妥当性や関係する記録等について確認していく旨伝えた。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

(3) 特別点検の実施状況に係る現場確認について

○特別点検の実施状況について、主に以下について現場で確認を行った。

- 保安全管理活動、日常劣化管理に係る実施状況

- 原子炉圧力容器、原子炉格納容器に係るECT試験装置、VT試験装置、試験箇所、

目視確認範囲等

- コンクリート構造物に係るコア採取箇所、環境測定箇所、残存コア、非破壊試験装置等

(4) 資料提出（共通事項、特別点検（コンクリート構造物） 補足説明資料）について

○日本原子力発電から資料提出（共通事項、特別点検（コンクリート構造物） 補足説明資料）があった。

○原子力規制庁から、主に以下のコメントをした。

【共通事項】

- 補足説明資料中の記載が活動の実態と整合していない箇所があるため、改めて記載を全面的に見直すこと。

【特別点検（コンクリート構造物）】

- コア採取箇所について、採取箇所の選定の考え方について記載を充実すること。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

6. 資料

- ・「東海第二発電所 共通事項 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 特別点検（コンクリート構造物） 補足説明資料」